
(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター 新築設計

— バリアフリー基本構想推進協議会資料 —

1 (仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター整備の背景と趣旨

本市は、平成29年4月に、保健所政令市へ移行しました。移行から6年が経過し、県から引き継いだ保健所の中心的な事業である感染症対策事業や食品衛生業務全般において、県と同等の専門性を維持しつつ、さらなる市民サービスの向上につなげることができるよう、事業を推進しています。令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症においては、県を経由することなく、最新の情報が集まることで、迅速・的確な健康危機管理体制を運用することができました。

現在の保健所庁舎は、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所を借用しています。市保健所は、保健センター機能を兼ね備えており、従来、本市が実施していた母子保健業務やがん検診などの市民サービスをあわせて実施していますが、施設の狭隘さや、老朽化などの課題に直面しています。

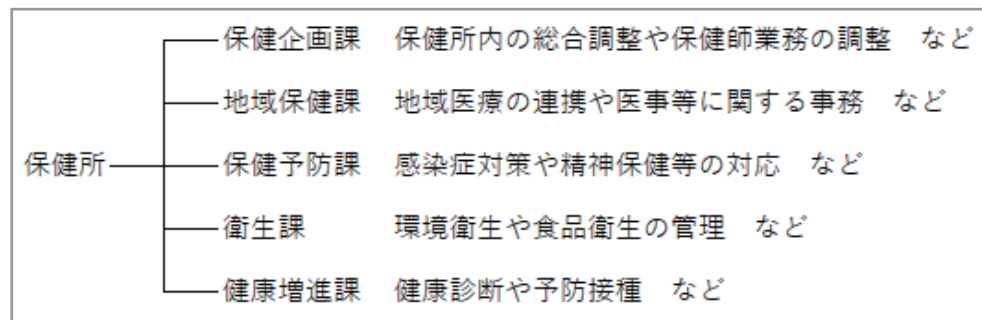
また、近年、地域の公衆衛生対策や新興感染症等の健康危機対応に市民の関心が寄せられているなか、市民のニーズに即したきめ細かで効果的な事業に取り組むとともに、市民の安全・安心な暮らしを守っていくためにも、より機能的で充実した施設整備を行う必要があります。

2 保健所業務の概要

保健所は、保健企画課、地域保健課、保健予防課、衛生課、健康増進課の5課で構成されています。主な業務としては、地域保健法第6条に基づく、公衆衛生に関する各種統計の作成のほか、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する業務や、同法第7条に基づく、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行っています。令和元年度から始まった新型コロナウイルス感染症患者への対応やコロナワクチン接種についても、保健所業務の一つとして執り行っています。

このように、保健所は、地域保健（公衆衛生）に関する広域的・専門的、かつ、技術的拠点として事務を行うにあたり、医師・保健師・栄養士など、多くの専門職が勤務しています。

なお、本市では、地方自治法の規定に基づき、寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務の管理及び執行について、神奈川県から事務の委託を受け、一体的にサービスを提供しています。



3 現保健所施設の状況

現保健所は、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の土地建物の一部を県知事の許可を得て使用しており、保健所としての事務に加え、保健センター機能を果たしています。

無償貸与期間を過ぎた令和4年度からは、土地建物の一部使用にあたり、所有者である県に使用料を支払っています。

4 導入機能と施設

施設の構成は、主に保健所の「事務機能」、検診・診察・検査を行う事ができる「保健センター機能」、医薬品や事業に必要な備品や消耗品、動物関係にまたがる「ストック機能」及び、業務をする上で必要な設備が中心の「付属施設」などがあります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験から、今後起こり得る新興感染症への対策や災害、その他特別に発生した業務の特設事務スペースを兼ねる「会議室」を設ける等、有事の人員増に対応できる拡張性を持った施設整備が必要です。

保健センターには、共用部分を広く設け待合などとしても活用し、広めの諸室を目的に応じて仕切り、効率的に活用することに加え、個別の専用診察室を設け、利用者へ配慮することが必要です。

そこで整備に当たっては、以下の点を踏まえた施設の整備を検討します。

(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター整備のポイント	
茅ヶ崎市保健所エリアの特性に合う公衆衛生業務を着実に実施することができる	
新興感染症のまん延時や大規模災害時においても、安定的な公衆衛生サービスを提供することができる	
ゆとりをもった共用部や検査エリアなどをゾーニングし、あらゆる利用者が安心して利用できる	

なお、(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センターの一部に、茅ヶ崎市こどもセンターと、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所を建物内に併設することとしております。

5 保健所・保健センターの利用状況

幼児健康診査事業は、毎週2日間実施し、年間約3,500組の親子の来所があります。そのほか、がん検診や保健所業務特有の、医師、歯科医師、薬剤師関係の許可業務に加え、食品衛生、理美容、薬事関係の許可業務についても常に一定の来所者があります。

また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の普及に伴い、年間61件（更新含む）のキッチンカーの審査（令和3年度）や生活環境の変化による特別な悩みを抱える方に対する相談業務なども増えています。

こどもセンターは発達に気がある子どもに対して、個別面談や巡回相談、親子教室、専門相談等を行うことで、親子が適切な支援が受けられるよう、相談支援等を実施しており、年間約4,300名の利用者がいます。

保健所の業務の内、営業許可の届け出などは、いわゆる窓口業務で、受付にお越しいただいてカウンターで対応する形となりますが、多くの来場者がある母子保健の健診や、感染症関係の業務ですと、施設に来ていただいたら、検査項目毎に専門の職員がご案内する形となり、どなたも迷うことなく安心して、受けていただくことができます。

6 整備地

保健所・保健センターは、資源物選別処理施設跡地（地域医療センター南側敷地）に整備します。当該地は、市所有地であり、面積は約3,306㎡と保健所・保健センターの機能を十分に満たすことができます。加えて、隣接する地域医療センターとの連携が図りやすく理想的な立地です。

土地の形状は南北に狭く東西に長いため、敷地の活用には工夫を要しますが、一方で、屋外で行う臨時の感染症対応などの場面では、道路に面していない敷地内で行うことがメリットとなります。



概要

■計画概要

計画地は茅ヶ崎駅北側の中央通り（県道45号線）沿いの、集客施設と行政施設の間に位置しています。

この敷地は茅ヶ崎市バリアフリー基本構想において、「重点整備地区」に属し、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」として整備が求められています。

（仮称）茅ヶ崎市保健所・保健センターは、感染症対策事業や食品衛生業務を中心とし、母子保健業務やがん検診などの市民サービスも実施する施設となります。

■建築概要

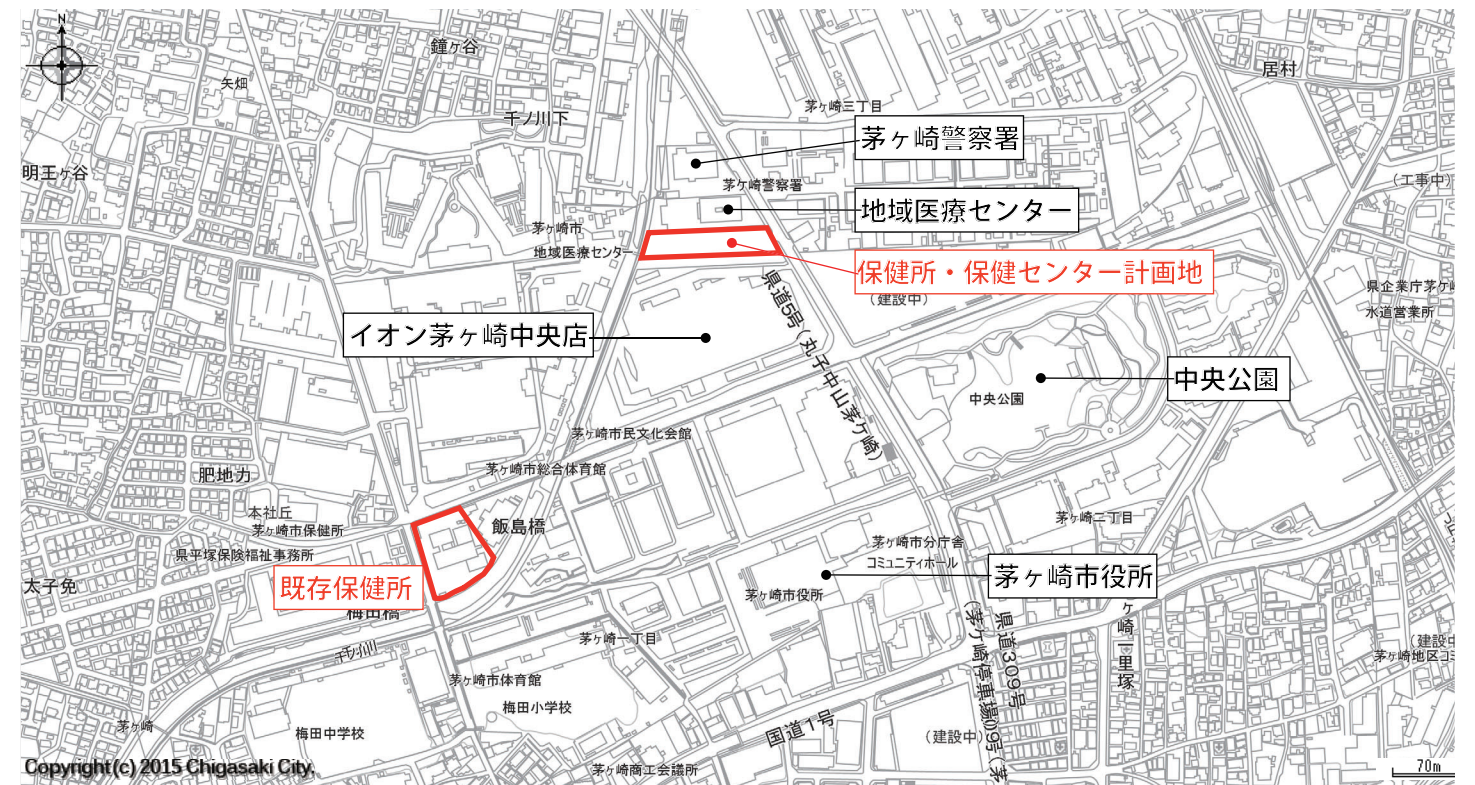
計画地：茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目 994 番 4
敷地面積：3306.62 m²
用途地域：工業地域
防火地域：法 22 条区域
その他：第 4 種高度地区、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区、バリアフリー重点整備地区

前面道路幅員：15m
基準建ぺい率：60%
基準容積率：200%
用途：保健所
構造 / 階数：S 造 / 4 階建て
建物高さ：約 19.10m
建築面積：約 1418 m²
建蔽率：約 42.89%
延床面積：約 4500 m²
容積率：約 136.09%
自動車駐車台数：32 台
バイク駐車台数：15 台
駐輪台数：97 台

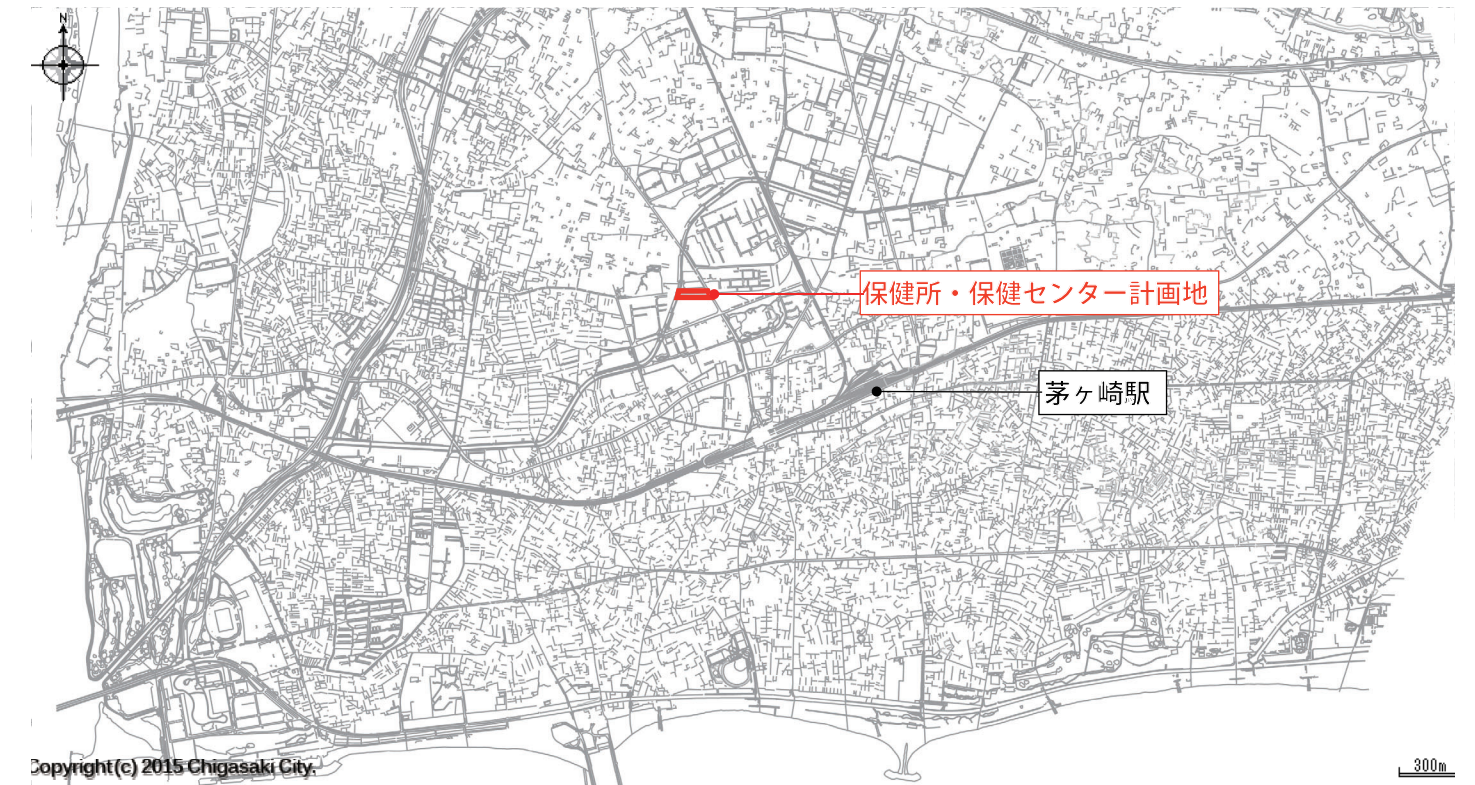
■スケジュール

設計期間：R.5~R.6
工事期間：R.7~R.8

■案内図



【案内図】



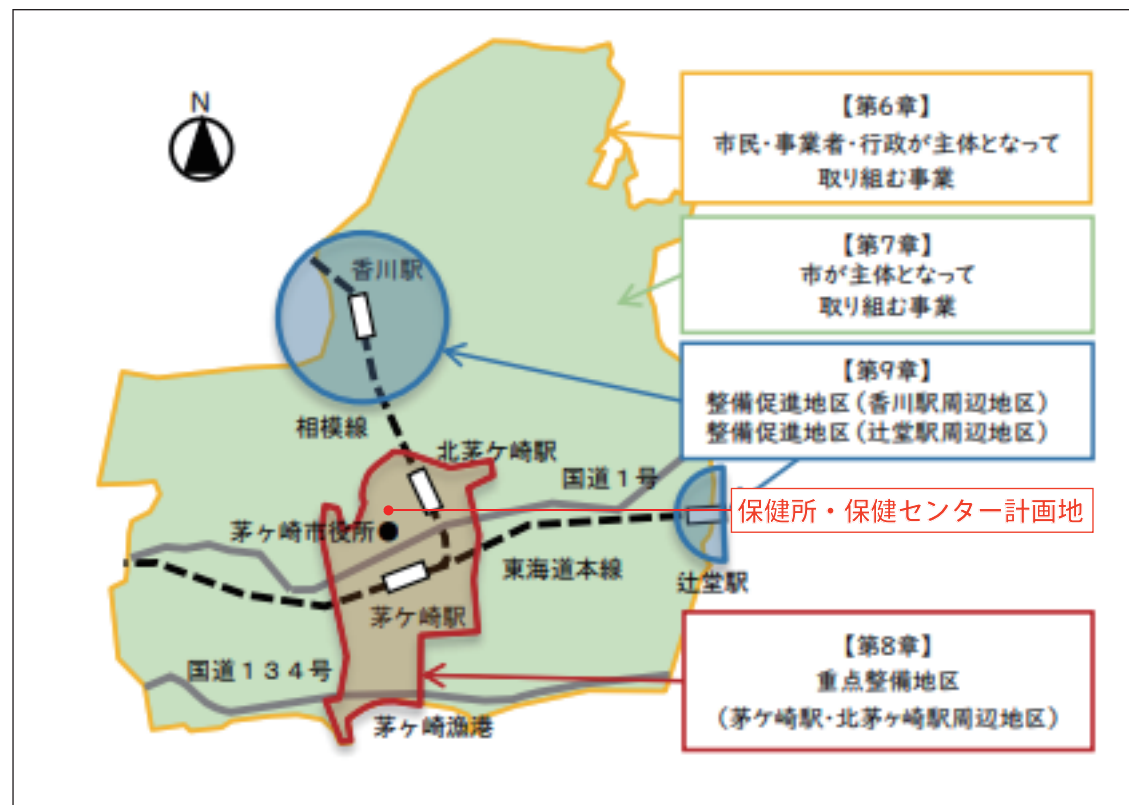
【広域図】

■みんなのバリアフリー街づくり条例

- ・神奈川県が定める「みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、誰でもが使いやすい施設として計画します。
- ・「みんなのバリアフリー街づくり条例」では建築物の整備のポイントとして、以下の6点があげられています。
 - ①連続的な移動動線の計画
 - ②使用時の安全計画
 - ③適切な空間寸法計画
 - ④空間の共有による経済性と効率性の計画
 - ⑤操作性と認知性を踏まえた計画
 - ⑥利用者に応じた柔軟性、可変性のある空間計画と設備・人的計画

■茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

- ・バリアフリー重点整備地区における特別特定建築物として、下記バリアフリー基本構想に従って整備を行います。



【整備地区位置図】

項目	特定事業内容
全体	「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」に基づき、幅広い年齢の方々が、障がいの有無にかかわらず、安心して利用することができる新庁舎を整備する。
建物内通路	主要な通路は、通行の妨げになる物品等を置かないように配慮する。
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベータや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示する等)
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)
人的対応・接遇	神奈川県の方針と合わせて、筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便にならないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)

【茅ヶ崎市保健所の整備方針】

■具体的な配慮事項リスト

- **みんなのバリアフリー街づくり条例に準拠して各部（敷地内通路 / 傾斜路 / 駐車場 / 出入口等 / 廊下等 / 階段 / エレベーター / 便所 / 案内板 / 誘導設備 / カウンター / 視覚障がい者誘導 / 聴覚障がい者誘導 / 授乳室）の計画を進めます。**
- **（仮称）茅ヶ崎市保健所・保健センターでは右記のような項目についてはバリアフリー条例の整備基準を超え、よりバリアフリーに配慮した整備とします。**
- **心のバリアフリーについては、多様な利用者への適切な対応に関わる係員の教育を実施し、運用により配慮します。バリアフリー整備が困難な場所や障がい者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポート等の対応（総合案内やインターホンの設置、サービス介助士の配置など）を行います。施設の使いやすさを保つために維持管理に配慮します。（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など）障がい者への特別な配慮やサービスが可能な場合は、その内容をホームページや、施設の分かりやすい場所に展示します。（筆談対応、個別案内など）**

項目	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の整備基準	（仮称）茅ヶ崎市保健所・保健センターにおける配慮事項
傾斜路	有効幅員は、120cm以上とすること。 手すりを適切な高さに設けること。構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。	1Fから2Fのスロープは幅員150cmを確保します。 肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺の両者の利用を考慮し、スロープの両側に連続して設置します。
駐車場	車いす利用者用駐車区画を設けること。	雨の日でも濡れずに利用できるような、軒下に車いす利用者用駐車区画を計画します。
直接屋外へ通じる出入口等	有効幅員は、90cm以上とすること。 開閉動作のしやすい戸の構造とすること。	屋外に通じる主要な出入口の有効幅員は120cm以上確保します。 屋外に通じる主要な出入口の戸は自動ドアとし、扉のガラスには衝突防止サインやキックプレートを設けます。
廊下等	有効幅員は120cm以上とすること。	有効幅員は160cm以上を確保します。
エレベーター	エレベータを1以上設けること。	東西に1基ずつ車いす対応エレベータを計画します。
	かご及び昇降路出入口の有効幅員は80cm以上とすること。	有効幅員は90cm以上を確保します。
	かごの内法幅は140cm以上、内法奥行は135cm以上とすること。	計画するエレベータの内、利用が多い東側エレベータは寝台対応とし、内法幅150cm、内法奥行250cmを確保します。
	エレベーター乗降ロビーの有効幅および有効奥行は150cm以上とすること。	有効幅および有効奥行は180cm以上を確保します。
便所	みんなのトイレを1以上設けること。 みんなのトイレには腰掛便座、手摺、洗面器、鏡等を適切に配置すること。	各階にみんなのトイレを計画します。 条例上必要な設備に加えて、便器の背後に背もたれを設けます。また呼び出しボタンやフラッシュバルなどの緊急通報装置を便室内に設けます。
	みんなのトイレ出入口にサインを設けること。	車いす利用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を表示します。
案内板・サイン	障がい者等が円滑に利用できるように設けること。	だれもがわかりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行ったサインとします。また日本語以外の文字も併記します。カラーバリアフリーにも留意し、サインは明度差をつけた上で、わかりやすい色使いとします。
視覚障がい者誘導	誘導ブロックを適切に設置すること。	受付やエレベーター付近には音声誘導設備も設置します。

【整備に関する具体的な配慮事項】

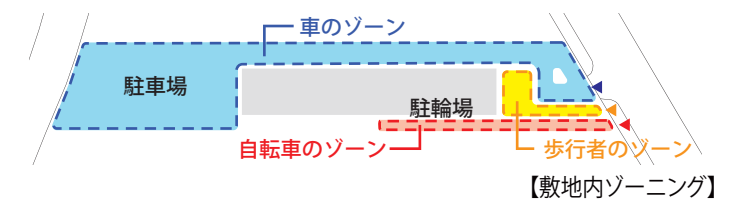
■配置および外部動線計画による配慮事項

- ・1F部分の壁面は道路からセットバックした位置とし、エントランス前にゆとりある屋外空間を設えます。
- ・近隣の行政施設は、中央通りに対して斜めの壁面が雁行するように並んでいきます。その構成を踏襲し、リズムカルに斜めの壁面/軒線が並んでいく景観を生み出していきます。
- ・隣接する地域医療センターと同様の配置計画とすることで、駐車場を相互に利用できる計画とします。利用者の利便性や災害時の業務連携にも配慮します。



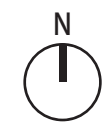
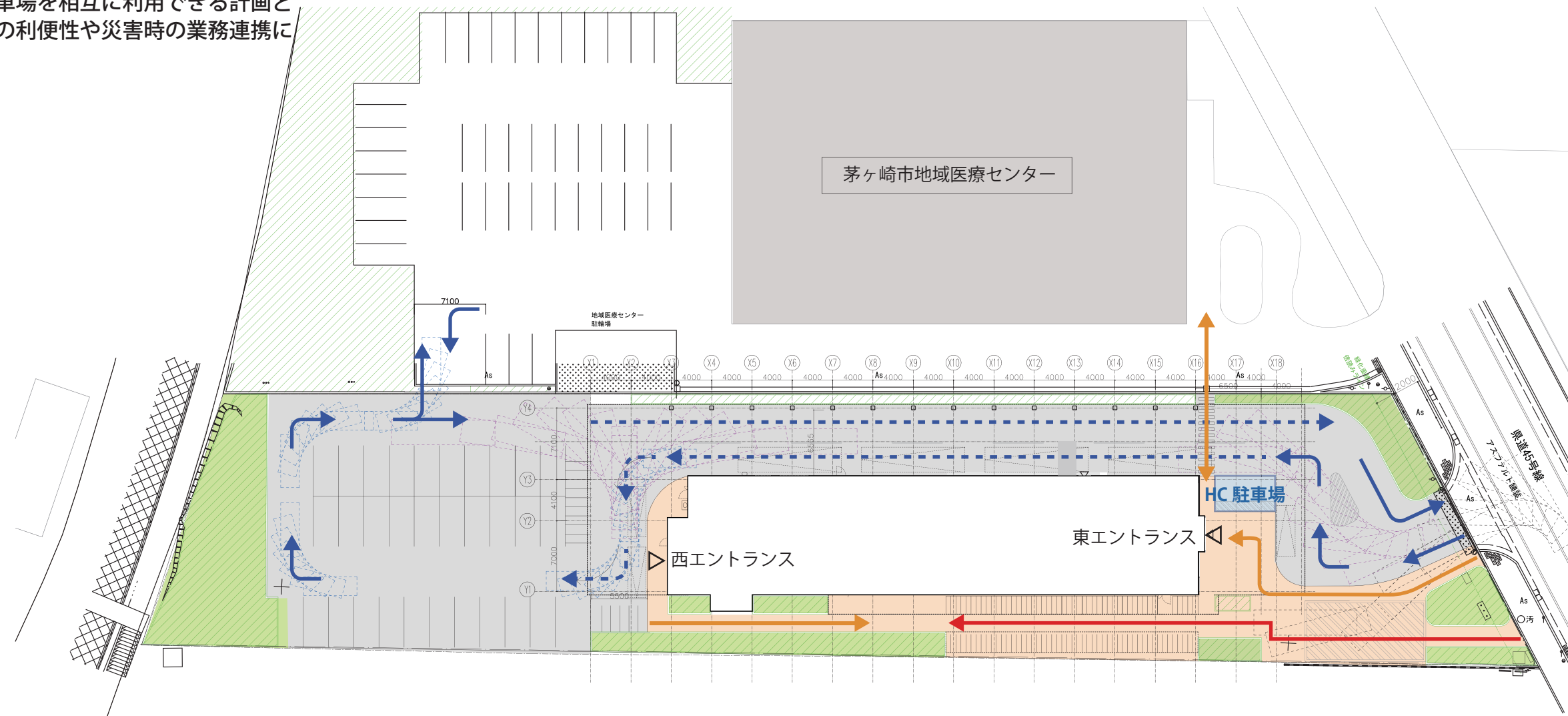
【雁行した配置の周辺施設】

- ・東西方向に細長い敷地形状に対して、手前となる東側に歩行者アクセスを設け、自転車アクセスとも分離します。駐車場は奥となる西側に確保するとともに、西側の軒下空間にエントランスを設けることで誰でもが施設にアプローチしやすい屋外環境を整えます。



【敷地内ゾーニング】

- ・メインの出入口である東側エントランス近くの軒下にHC駐車場を計画し、車いす利用者が雨天時にも乗降しやすい計画とします。

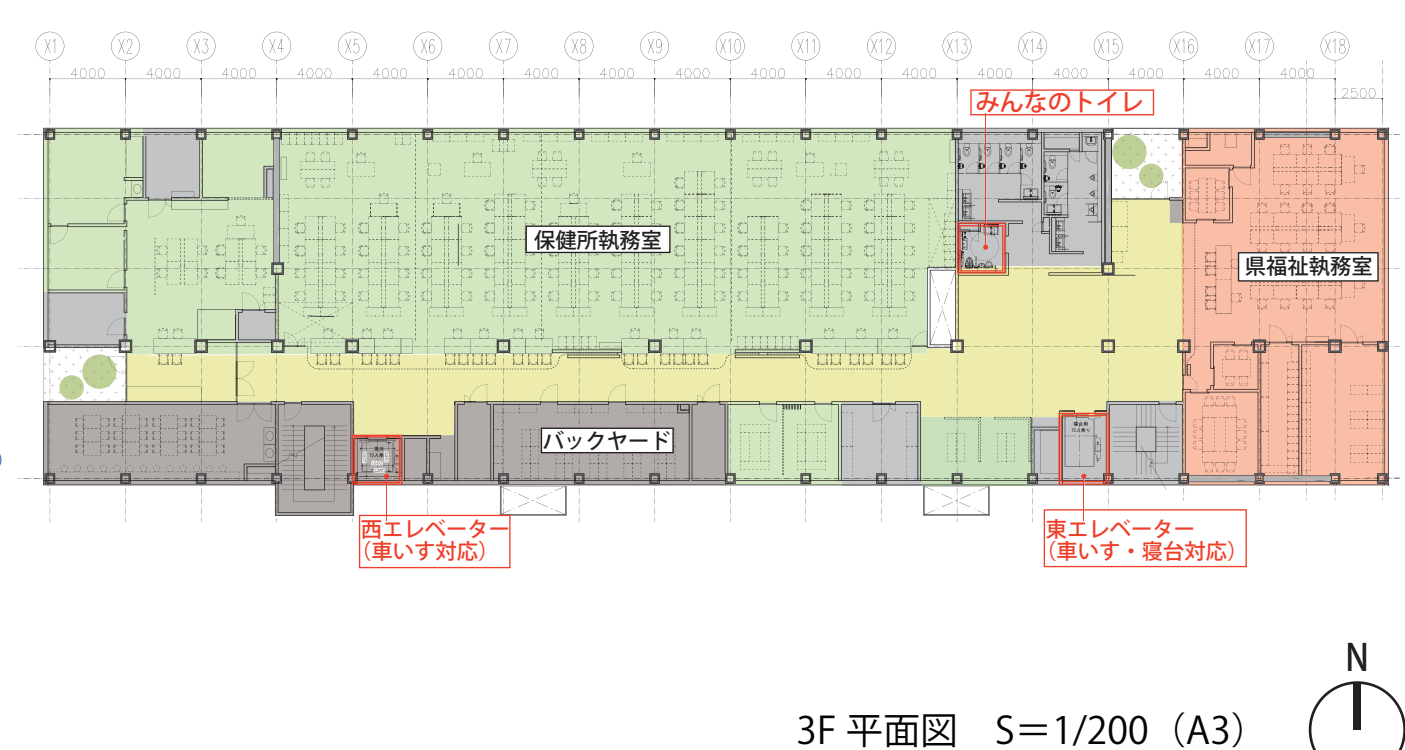
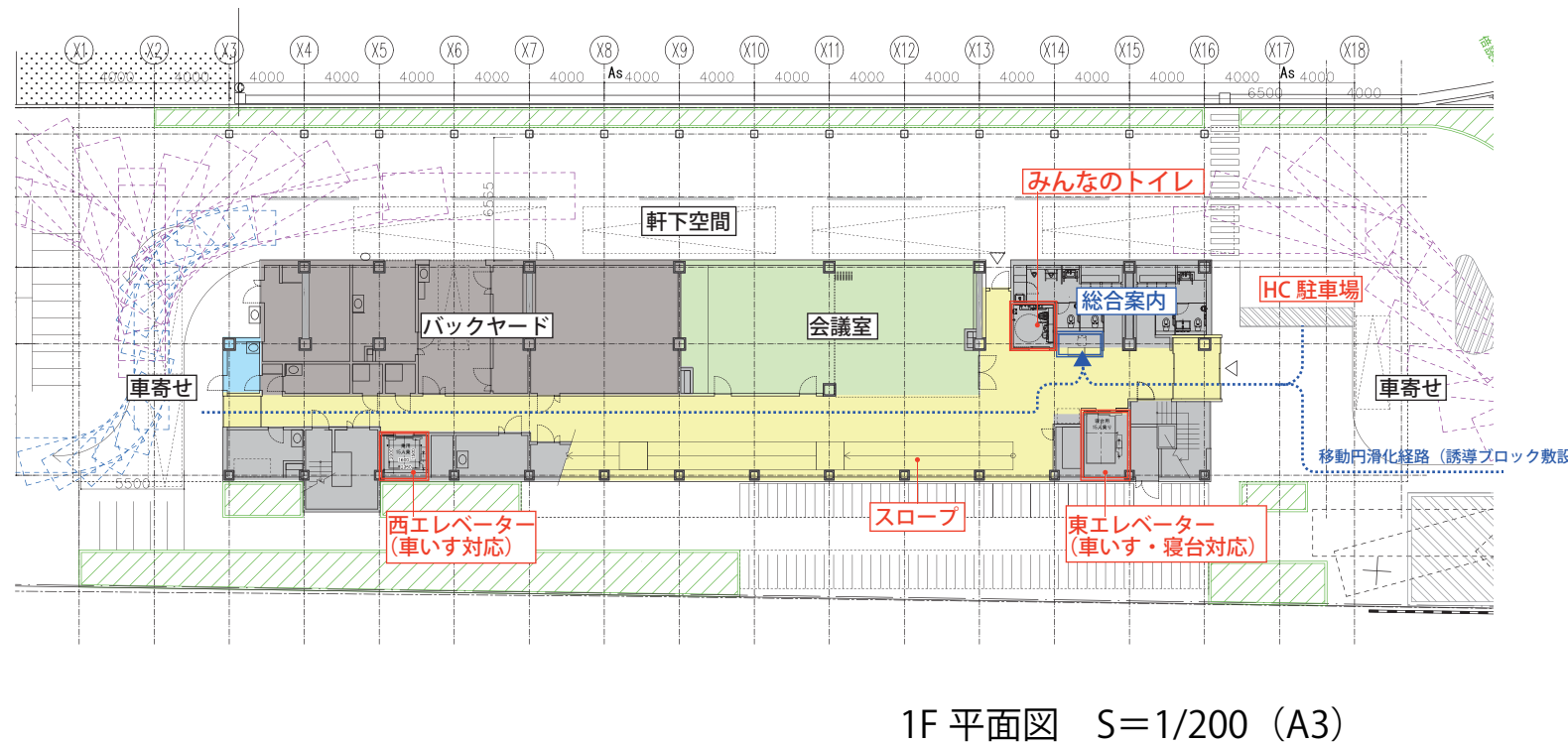
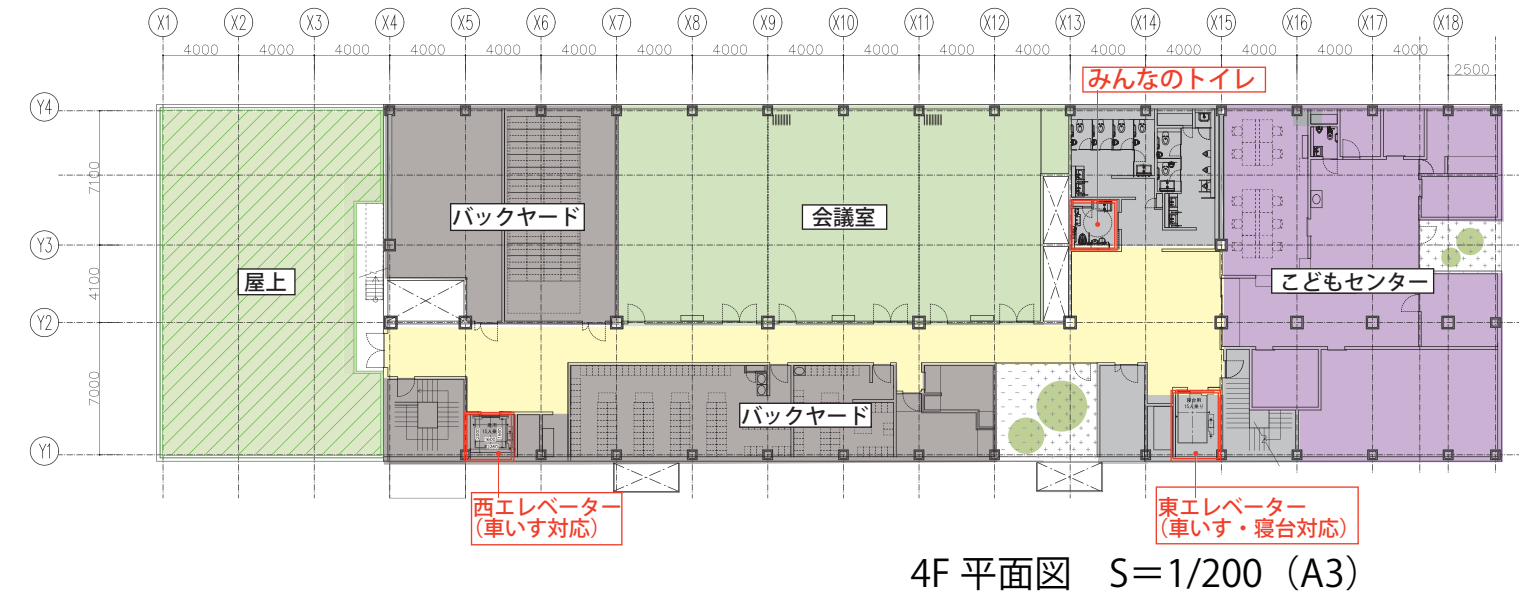
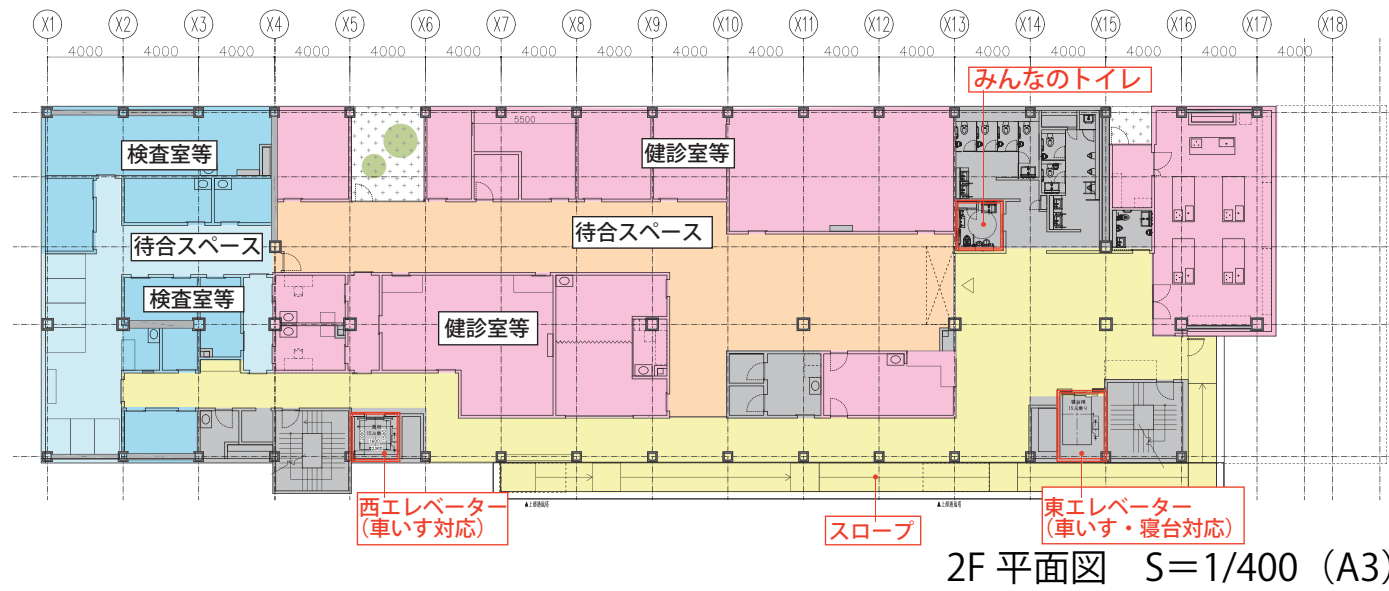


1階平面図 S=1/500 (A3)

■平面計画による配慮事項

- ・エレベーターは東西両方向からのアプローチに対応して、東西に2基設置し、いずれも車いす対応の寸法とすることで、だれもが各階にアクセスしやすい計画とします。
- ・1Fと2Fを屋内でつなぐスロープを計画し、災害時にエレベーターが停止しても車いすやベビーカーが行き来できる計画とします。
- ・各階にみんなのトイレを計画します。

凡例		
 保健センターゾーン	 検査ゾーン	 待合 / ホール / 共用
 県福祉ゾーン	 こどもセンターゾーン	 バックヤード
 執務ゾーン		



サイン計画

■サイン計画による配慮事項

- ・東西のエントランスにはわかりやすい入口サインを設け、利用者がスムーズに利用できるサイン計画とします。
- ・利用者によって動線が異なることから、壁面サインに加えて、床面サインでも誘導を行います。
- ・サイン計画にあたっては、多様な利用者を想定し、色覚障がいのある人を想定したカラーバリアフリーや、外国人などを想定したピクトグラムを採用するなど、きめ細やかな配慮を行います。



【床面サインイメージ】



【カラーバリアフリーイメージ】



【みんなのトイレピクトサイン】

■エレベーターおよびトイレの計画

- ・エレベーターの出入口/かご/乗降ロビーは、車いすでも円滑に利用できる寸法として計画します。また、音声案内装置や昇降表示も設置することで、視覚障がい者や聴覚障がい者の利用にも配慮します。
- ・各階に「みんなのトイレ」を整備し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車いす利用者をはじめ、だれもが利用しやすい計画とします。
- ・乳幼児用設備（ベビーチェア、ベビーシート）は一般便房に設けみんなのトイレを分けることで利用を分散させます。
- ・階ごとに左半身麻痺対応や右半身麻痺対応など仕様の違いをつけることを検討します。



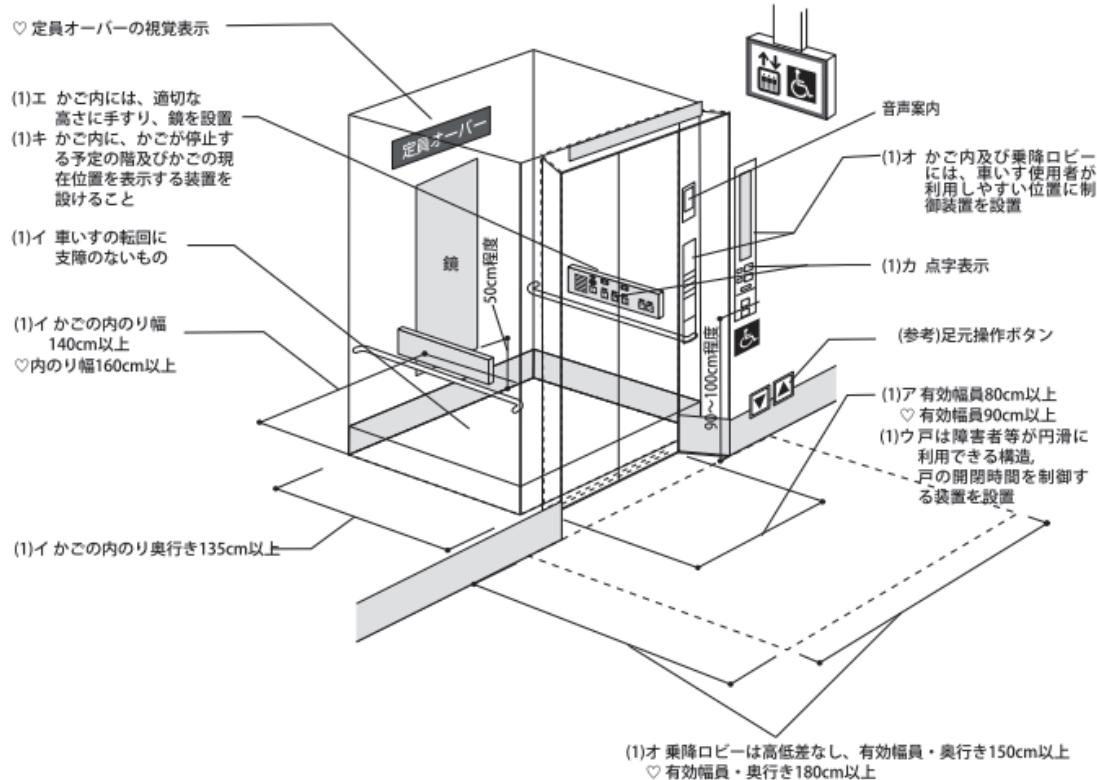
ベビーチェア



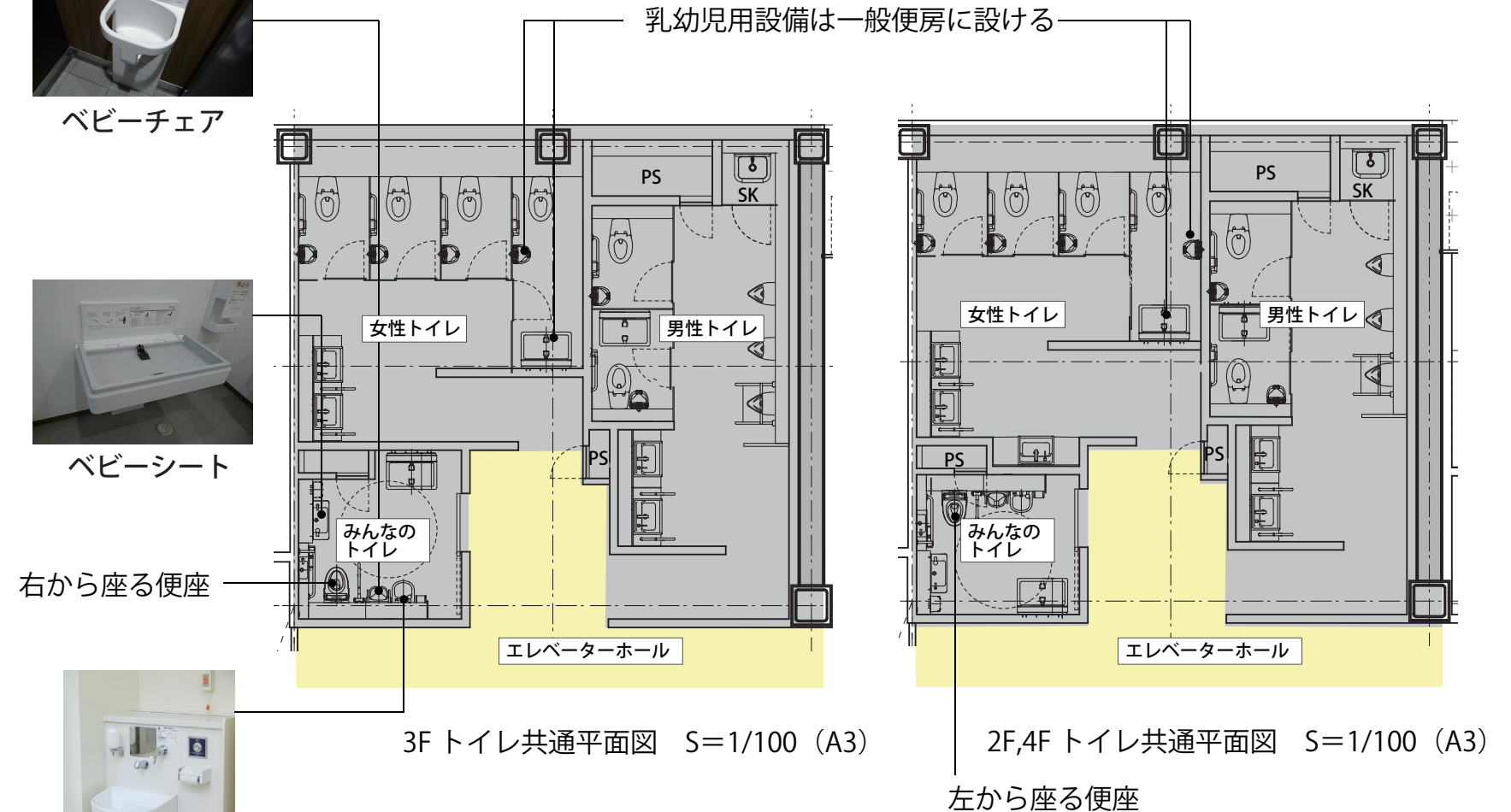
ベビーシート



オストメイト



【エレベーター整備イメージ】



1Fのみんなのトイレは3Fのみんなのトイレと同仕様



【南東鳥瞰イメージ】



【地域医療センター駐車場からの見え方】

■計画コンセプト

①誰でもが使いやすい複合建築

健診部門、検査部門に加え、こどもセンター、県福祉機能が複合化された建築として、障がいや生活保護など様々な背景を持つ利用者が、あまねく利用しやすい施設とします。

②シビックプライドを醸成する建築

中央通りの景観向上に資する特徴的な外観を持たせ、内部での人々の活動を中央通り側に見せていくことで、市民の記憶に残り、親しみを感じられる建築とします。

③スタッフの知的生産性を高める建築

日常的な職員の負担の軽減につながる効率的な動線計画・平面ゾーニングとするとともに、季節を問わず快適な執務環境を担保することのできる建築とします。

④リダンダンシー（冗長性）を持った施設

執務空間の拡張性の確保、軒下空間の活用、動線の多重化や設備の多元化をはかり、日常時だけでなく、災害時や感染症まん延時にも十分に機能する施設とします。

⑤脱炭素を目指す、環境に優しい建築

ZEB ready を実現して一次消費エネルギーを抑えるとともに、通風塔の活用など再生可能エネルギーによる環境制御も積極的に行う、次世代型の環境配慮建築とします。



【南東鳥瞰イメージ】



【北西鳥瞰イメージ】